

横浜町出店等取扱要綱

平成24年6月19日

訓令第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜町が開催する各種イベント（以下「イベント等」という。）の出店の運営について必要な事項を定めるものとする。

(出店の許可)

第2条 イベント等に出店しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ出店許可申請書（第1号様式）及び町長が指示する書類を提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項により許可するときは、申請者に対し出店許可書（第2号様式）を交付するものとする。

3 申請者は、出店許可を変更するときは、出店許可変更申請書（第3号様式）を提出し、町長の許可を受けなければならない。

(出店の不許可)

第3条 次の各号の一に該当するときは、出店を許可しない。

(1) 公益を害し、又は風俗をみだすおそれがあると認められるとき。

(2) その他町長が出店の許可が適当でないとき。

(出店上の制限)

第4条 申請者は、出店について町長の指示した事項を守り、常に善良なる出店者として努めなければならない。

2 町長は、出店許可により生ずる損害を防止するため、出店について制限その他必要な条件をつけることができる。

3 申請者は、出店中に施設又は設備を損傷し、若しくは亡失したときは原形に復するか又はその損害を賠償しなければならない。

4 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたときは、出店を許可しないことができる。

(出店の停止及び出店の取消)

第5条 申請者が次の各号の一に該当するときは、町長は出店の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、出店を禁止し又は許可を取り消すことができる。

(1) この要綱その他命令に違反したとき。

(2) 出店許可の条件に違反したとき。

(3) 町長が必要と認めたとき。

(出店料)

第6条 イベント等の出店については、申請者から出店料を徴収する。

- 2 出店料の額は別表のとおりとする。
- 3 出店料は出店許可と同時に徴収する。

(出店料の減免)

第7条 町長は、次の各号の一に該当する場合は出店料を減免することができる。

- (1) 公共団体及び公共的団体が営利を目的としない事業に使用する場合
 - (2) 町長において必要があると認める場合
- 2 減免申請をしようとする者は、出店料減免申請書(第4号様式)を提出し、町長の許可を受けなければならない。
 - 3 町長は前項により減免を許可するときは、申請者に対し出店料減免許可書(第5号様式)を交付するものとする。

(出店料の還付)

第8条 既納の出店料はこれを還付しない。ただし、町の責により出店の許可を取り消し、又は不可抗力により出店できなかつたときは、その出店料の全部又は一部を還付する。

(委任)

第9条 その他必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

町長	副町長	課長	調整監 ・ 推進監	グループリーダー	グループ員

出店許可申請書

年 月 日

横浜町長

殿

申請者 住所
氏名 印
(法人その他団体におい
ては代表者の氏名)

次のとおり、横浜町出店等取扱要綱第2条の規定により申請します。

イベント名	
出店日時	月 日 (曜日) 時 分から 月 日 (曜日) 時 分まで
出店する場所	
出店内容	
備考	

第2号様式（第2条関係）

出 店 許 可 書

年 月 日

住所
氏名
(法人その他団体におい
ては代表者の氏名)

横浜町長 印

年 月 日付けの申請について、次のとおり条件を付して許可
します。

イ ベ ン ト 名	
出 店 日 時	月 日 (曜日) 時 分から 月 日 (曜日) 時 分まで
出 店 する 場 所	
出 店 内 容	
出 店 料	円

(許可条件)

- 1 許可を受けた後、その内容を変更しようとするときは、当該変更に関し町長の許可を受けること。
- 2 出店場所の秩序を保持するため、必要な措置をすること。
- 3 出店場所の火気の取締りは、出店者の責任において行うこと。
- 4 出店を終えたときは、速やかに町長又は町長の指示した職員の指示に従って後かたづけを行い、指示した時刻までに明け渡すこと。
- 5 その他出店の管理上必要な事項については、町長又は町長が指示した職員の指示に従うこと。

第3号様式（第2条関係）

町 長	副町長	課 長	調整監 ・ 推進監	グループリーダー	グループ員

出 店 許 可 変 更 申 請 書

年 月 日

横浜町長

殿

申請者 住所
氏名 印
(法人その他団体におい
ては代表者の氏名)

次のとおり、横浜町出店等取扱要綱第2条の規定により変更申請します。

イベント名	
出 店 日 時	月 日 (曜日) 時 分から 月 日 (曜日) 時 分まで
出店する場所	
出 店 内 容	
備 考	変更内容

第4号様式（第7条関係）

町長	副町長	課長	調整監 ・ 推進監	グループリーダー	グループ員

出店料減免申請書

年 月 日

横浜町長

殿

申請者 住所
氏名 印
(法人その他団体におい
ては代表者の氏名)

次のとおり、横浜町出店等取扱要綱第7条の規定により、出店料の減免を受けたいので申請します。

イベント名	
出店が公益上特に必要と認められる理由	
減免を受けようとする額	円
その他の事項	

第5号様式（第7条関係）

出店料減免許可書

年 月 日

住所
氏名
(法人その他団体におい
ては代表者の氏名)

横浜町長 印

年 月 日付けの出店料減免申請について、次のとおり許可
します。

イ ベ ン ト 名	
出店が公益上特に 必要と認めた理由	
本 来 の 出 店 料	円
減 免 額	円
差 引 納 付 額	円
そ の 他 事 項	

別表（第6条関係）

横浜町イベント等開催時における出店料

イ ベ ン ト 名		出 店 料	
菜の花フェスティバル	メイン会場	前日と当日1店舗につき	10,000円
	自然苑周辺	開催期間中1店舗につき	20,000円
	その他	開催期間中1店舗につき	5,000円
ふるさとのまつり	三保川周辺	開催期間中1店舗につき	5,000円
	役場前	開催期間中1店舗につき	5,000円
	その他	開催期間中1店舗につき	5,000円
砂浜海岸海水浴場等		開催期間中1店舗につき	2,000円

ただし、上記等のイベント開催中、営利を目的としない団体、公益上特に必要と認められる団体及びイベントの協賛者等が行うPRコーナーの設置については減免申請書の提出は不要とし、出店料は免除する。